

(仮称) 苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書に係る
公聴会における道民その他の者の意見の概要

1 公聴会の概要

日 時：令和 7 年（2025 年）1 月 18 日（土） 14：00～15：30
場 所：厚南会館 大集会室（勇払郡厚真町字上厚真 219 番地 7）
公述人：9 名（札幌市、苫小牧市、勇払郡厚真町及びむかわ町在住）
傍聴人：17 名

2 公聴会における意見の概要

(1) 公述人 1 人目（苫小牧市）意見概要

(仮称) 苫東厚真風力発電事業は、建設予定地が北海道胆振東部地震にて液状化被害が多発したエリアであること、油田地帯または産油・産ガスが推定されるエリアであることといった土壌や地盤の特殊性が、準備書において十分に懸念されておらず、風力発電施設やその他周辺環境への問題が生じる可能性がある。

計画中の建設予定地には、液状化や軟弱地盤、さらに油田地域の特性が加わることで、ガス噴出など多くのリスクが重なることが予想される。特に液状化が発生する地帯では、メタンガスや他の可燃性ガスが地盤をさらに不安定にし、地表に放出される可能性がある。通常、油田地域では、油やガスの層は数百 m～数千 m の深さにあるとされているが、厚真は油が地表に染み出しているところや、住民が井戸から油を汲み上げたという報告もあるほど、地下浅くからも油やガスが湧出する地域である。

本事業は、事業者によって建設予定地のボーリング地質調査が行われ、風力施設建設に問題はないと判断されたものと考えられる。しかし、それは地下の状況が今後も変化しないということを前提としており、その前提が覆る可能性があることについて、2 点述べる。

1 点目は、地下のガスを含んだ地下水や石油が移動するということである。

ガス予察調査の文献では、苫小牧から厚真までの広範囲の中で、勇払駅周辺にのみ重炭化水素の分布が集中しており、その理由については、「断層破碎帯を伝わって、石油が浸透、移動して集まった可能性がある」と書かれている。2018 年の胆振東部地震で、厚真町では多くの地割れが発生しており、地下深部から浅い層に至るまで、油やガスの漏出経路に影響があった可能性がある。今後大きな地震が発生する可能性もあり、これは地下の油ガスの分布がより流動的になりやすくなることを示唆している。

2 点目は、施設の基礎を支える地下杭の影響である。地下水中に溶けたメタンガスは、一般的に深度 50～100m の帯水層という地下水を多く含む地層で高い濃度で検出されることがあると言われ、この地域を調査した文献に示されている、「地下 50m 付近で最もガスが検出された」という結果とも合致する。また、その帯水層の上に粘土層などの水を通しにくい地層が存在する場合、メタンは下の帯水層により蓄積されやすくなるとも言われて

おり、これも文献での「地表付近から地下約 20～25m 付近までが超軟弱泥層であった」という結果とも共通し、この地域はガスが存在しやすいエリアであることが分かる。

ところが本事業の計画では、この泥の蓋となっている軟弱泥層を取り除いて、最長 50m、直径 2m の杭を何十本も地下に打ち込むということになっている。その結果、ガスが地下水から解放され、地下空洞や杭の周囲の空間にガスが溜まり、地表付近への漏出や、長期間にわたるリスクになる可能性もある。また、地下水の減少や流出が起き、周辺地域での地盤の軟弱化や沈下の可能性もある。地質調査のボーリングと計画中の地下杭とでは、大きさも異なるため、地盤へ与える物理的影響は全く異なっている。

以上のとおり、厚真には他の地域と異なる地下の特殊性があることに加え、杭を打ち込むことによるリスクの表面化が懸念される。

厚真の地下の特殊性上、前提となるはずのボーリング調査時点の結果が、長期にわたって安全を保証するものとは断言できないはずであり、これらに対処するためには、耐震設計、地盤改良、モニタリングや定期的な点検、周辺住民への避難計画といった責任のあるリスク管理が不可欠である。

建設予定地のすぐ近くには、年間約 6 万人が訪れるサーフィンの観光スポットがあり、ガス漏洩は重大な人的災害を引き起こし、風評被害が伴うリスクもある。また、特に大地震時には、停電や液状化も発生し、避難や早期復旧が遅れる恐れがある。こうした点からも、本事業には想定外のことを想定する責任がより求められていると考える。

(2) 公述人 2 人目 (厚真町) 意見概要

2024 年 12 月 27 日の事業者の地元説明会での景観の説明において、視覚的な影響について、「稼働している風車を見ることによる身体的な影響はないものと考えている」とあった。

稼働しているか否かに関わらず、この厚真の浜や生活の場で風車を目にする事自体が苦痛であるということ、事業者には認識していただきたいと考えている。気分が悪い、嫌悪を感じるといった、数字で表せないことが重要である。

また、2024 年 8 月の事業者の地元説明会での景観の説明では、「浜厚真海岸では展望景観の変化が生じるが、風車の存在によって現況の利用は阻害されない」としていた。

しかし、ローカルベンチャースクールのメンターの方が、厚真町の価値の高い資源として浜厚真海岸を挙げている。これは浜厚真海岸に何もないからである。この「何もない」というのは、遮るものがなく広がる空、青い海、広い砂浜、自由に飛び交う鳥たちといった自然があることであり、それが厚真において価値の高いものなのである。北海道においても、手つかずの自然が存在する場所は貴重である。サーフィンにしても、風車も何もないことが大切なのである。道外からの移住者たちにとって北海道は憧れの的、大自然を求めて来るのであり、風車の立ち並ぶ浜を見たくて訪れるのではない。したがって、事業者の「景観について現況の利用は阻害されない」という評価は誤りである。今残されてい

るかけがえのない自然と景観を壊さないでほしい。

(3) 公述人3人目(厚真町)意見概要

(仮称) 苫東厚真風力発電事業の中止と反対を求めて署名活動をした。

署名に回った地区は8地区403戸、地区の内訳は、上厚真(一部団地以外)、共和、共栄、豊川、富野、上野、鯉沼、豊沢である。訪問した403戸中、留守宅が132戸であり、在宅であった271戸中、反対署名が229戸、反対署名済みが24戸、賛成が6戸、よく分からない、立場上どちらとも言えないが12戸であった。

全体で見ると、反対が85%、反対署名済みが9%、賛成が2%、よく分からない、立場上どちらとも言えないが4%であった。反対及び反対の署名済みを合計すると94%になった。

以上から、建設予定地に近い地区が多く含まれているということもあるが、9割以上の方が反対していることが分かった。また、在宅の方にはほとんど署名をいただいたため、留守宅を再訪問した場合には、さらに数字が上がるということが考えられる。

賛成の方からは、自然を利用するのだから良いことだと思う、電気代が安くなる、建てたいというものを拒む必要はない、原子力は反対、等の意見があった。

次に、反対の方からの意見で一番多かったのが、健康に関すること、次に自然破壊や景観が悪くなること、野鳥等の保護についてであった。そのほか、町議会と議員、町への批判もあった。その中から一部の意見を抜粋すると、住民の健康はどうでもいいのか、体の具合が悪くなったら誰がどのような補償をしてくれるのか、苫東厚真石炭火力発電所建設時に石油やガスが出たと聞いたことがあるが大丈夫なのか等の意見があった。

住民の不安は払拭されていないため、道には地域住民の声を事業者、国に届けていただくようお願いする。

(4) 公述人4人目(厚真町)意見概要

1点目は、鳥類衝突を過小予測して説明会を開催した説明責任はどう取るのかについて。

事業者から風力発電建設計画の説明をしたいという申し入れがあり、令和4年12月27日、浜厚真自治会総会の前段として説明会が行われた。「野鳥類の生育環境に問題が発生するのでは」という質問に対して事業者は、「日本野鳥の会と定期的に面談し、善後策を検討している、1年後には明確になると思う」と返事があった。

その後、令和6年8月23日から26日の4日間、4箇所環境影響評価準備書の説明会が開催され、海岸沿いの5基については「いずれの鳥類もブレード等への接触による影響は小さいものと予測する」との説明を受けた。しかし、夜間や荒天時といった見通しが悪い時や、ブレードの回転数がある程度以上早くなるとブレードが鳥類の目に入らなくなるモーシヨンスミア現象が起きた時に、バードストライクを避けるためのブレードの

先端部への塗色で効果がどれほど期待できるのか疑問であった。貴重な野鳥が生息し、渡り鳥の飛行ルートにもなっている場所に、超大型の風車が24時間365日、最低でも20年間回り続けて、ほとんど接触しないとの結論に疑問を感じていたところ、10月16日に北海道新聞に掲載された「鳥類衝突を過小予測」という記事を見て、全てのデータに疑問を抱くようになった。説明会の受講者への説明責任はどうするのか。信頼を裏切るような事業者の姿勢は容認できず、地先の住民として今後とも共存する考えは全くない。

2点目は、準備書の取り扱いを今後どうするのかについて。

準備書というものは、提出さえすれば、内容に関係なく受理され、建設認可に結びつくものなのか。北海道新聞の記事の中でも、事業者は、事業見直しについて、「環境大臣意見や、北海道環境影響評価審議会の答申などを踏まえて判断する」としており、地元の我々の意見など全く聞く耳を持たない姿勢が感じられる。また、令和6年12月27日に厚真町からの要請で開催された事業者の説明会では、「渡り鳥の予測衝突数を過小予測している事実はない」としているが、環境影響評価に関わる関係省庁、行政機関等からの調査手続きのやり直しの指導はないと付記されている。このような、地元の声には全く聞く耳を持たないという姿勢に大いに疑問を感じている。

(5) 公述人5人目（厚真町）意見概要

事業者は、準備書の中で、風車の影、景観、騒音、超低周波音について、風車の影響の低減を図ったと評価している。

事業者は準備書において、「特定周波数が卓越した音が含まれる場合があり、煩わしさの原因となる可能性がある」と認識し、「配慮が特に必要な施設等は、風力発電機の騒音、超低周波音による影響を受ける可能性がある」と説明している。超低周波音は、このレベルまで聞こえないから安全という観点からだけでなく、多方面からの安全評価が必要と考える。基準値は定められているが、聴覚には個人差がある。また、耳で聞こえなくても、超低周波という振動として身体全体へ影響を与える可能性がある。超低周波音による健康被害は多く報告されていることから、より慎重な評価が必要であると考え。医学的に証明はできないが体調不良を訴える事例が各地にあること、予測値はあくまでも予測値であり、影響は個人差があることを踏まえ、すべての住民の合意を得られない事業計画は、中止すべきである。

風車の影については、影響を受ける可能性のある住宅戸数を示しているが、事業者はこの住宅近隣の学校や施設に起こる影響や、どのような配慮がされているのかについて、個別に丁寧に説明していない。

また、設置予定地に隣接する上厚真エリアは、厚真町でも子育て支援に力を入れている地域であり、多くの若い世帯が暮らし、未来を担う世代に注目されている地域である。20年を超える長期的な超低周波音による子供たちへの健康被害の不安は拭えない。風車建設によって、この地域の魅力が低下し、住民数が減ること、今後の住民生活の不安材料と

なることが懸念される。

さらに、風力発電施設建設予定地から約 0.9km の養鶏場は、風車による騒音、超低周波音による振動、風車の回転によるフリッカーによって、鳥の生育や産卵数への影響を危惧している。風車による影響で、アニマルウェルフェアの快適な環境で飼養し、能力を最大限発揮させる管理技術による営農が続けられなくなる、と訴えている。国や北海道、厚真町も、アニマルウェルフェアの普及を図り、消費者への理解を深めていくとしており、鈴木知事も、令和 6 年 9 月 19 日の道議会で、アニマルウェルフェアの普及を図ると答弁している。風車はこの推進を妨げるものとする。また、その他の家畜についても、影響評価がなされていないことは不備ではないか。

事業者は、風力発電機の稼働に伴う騒音と低周波音について、環境省の風力発電施設から発生する騒音に関する指針をもとに基準値以下であることや健康被害は確認できていないこと、また、風車の影の予測については国内基準がないと説明している。さらに、騒音、超低周波音及び景観を重ね合わせた複合的な影響についての予測及び評価の手法の知見がなく、この視点からの影響の評価は困難とも述べている。そして、騒音、超低周波音及び景観についても、環境保全措置を講ずることにより、環境への影響を可能な限り低減が図られていると考えると説明し、このことから、本事業の実施により、周辺住民に健康被害が生じることはないとする。また、自然の中に風力発電機が存在することになるが、風力発電機は環境融和色で塗装すること等により、景観への影響を可能な限り低減するとし、また、可能な限り住居付近から離隔を確保し、施設の稼働に伴う影響の低減を図っていると述べているが、根拠が不明な自己評価である。

実際に影響が出たらどうするのかという地元意見に対しては、風車に直接起因する証明があれば対処するとしている。風車に直接起因する証明は誰がどのようにするのか、具体的な説明はなく、また、過去、事業者が運営する既存の風力発電所で風車に起因する影響の事例はない、とも説明している。

事業は住民との共生、合意が前提であり、このような評価は、到底住民が合意できるものではない。

(6) 公述人 6 人目 (むかわ町) 意見概要

2011 年、国の特別天然記念物の 2 羽の若いタンチョウが、鶴川河口に飛来し、翌年から営巣活動を始めた。このタンチョウは、むかわ町、日高町、厚真町の海岸沿いの湿地を営巣地として住み着くようになった。近年、道央圏でも少しずつタンチョウの生息が確認されるようになったが、このほとんどのルーツはこの 2 羽のタンチョウであると言える。このタンチョウにとって、3 箇所(3箇所)の湿地は住みよい環境であるに違いないが、むかわ町や日高町にある湿地の乾燥化が進み、ここ数年、タンチョウは厚真町浜厚真の湿地を営巣地として選ぶような行動をとるようになってきている。

タンチョウにとって、湿地は営巣に欠かせない場所である。キツネや他の動物から卵や

巣を守り、雛を育てるためには湿地である必要があり、水深 50cm 以上の水の中に、周りのヨシなどを使って巣を作る。また、大きな体のタンチョウは餌も多く必要となるが、この湿地には豊富な餌があることも確認してきた。

ここに大きな風力発電機が建設された場合、タンチョウは他の湿地を探しに行くという考えもあるが、タンチョウが営巣地として選ぶ場所は、半径 2 km ほどの縄張りが必要であり、そのような場所は多くはない。すでに勇払原野では他に 2～3 つがいのタンチョウが営巣地を持っているため、成功体験を重視すると言われているタンチョウにとって、他の湿地を探すことは大変なことである。

タンチョウを観察する中で、湿地で生活する他の鳥や昆虫や植物も観察しており、浜厚真湿地では、絶滅危惧種に指定されているチュウヒやアカモズ、シロチドリ、準絶滅危惧種のおオジシギなどの営巣も確認している。浜厚真湿地は鳥類だけでも 230 種以上が確認されている場所である。

また、冬期には雪が少ないことから、砂浜から湿地までの移行部のハマニンニクやシロヨモギなどのイネ科植物群が、ツメナガホオジロ、ユキホオジロ、ベニヒワ、マヒワの餌環境となり、それを狙う猛禽類のコミミズクやハイイロチュウヒが集まる場所にもなっている。

さらに、国の天然記念物のオオワシ・オジロワシも複数確認している。そのほか、この冬には希少種であるシロハヤブサも見られた。植物では、絶滅危惧種のみクリ、昆虫ではカワラハンミョウやゲンゴロウも確認している。

鳥類にとっての風力発電機の弊害と言えばバードストライクが挙げられるが、事業者は、どの鳥の調査結果でもブレードなどへの接触による影響は小さいとしている。しかし、別の調査のデータを用いており、考察にも正当性はない。特に、猛禽類への影響とこの湿地付近を渡りのルートとしている、マガン、ヒシクイ、ハクチョウ、カモ類などへの影響は大きいと考える。

次に、工事による湿地の乾燥化について、乾燥化の一因として、建設土木工事を挙げている学者も多く、大きな工事によって、生物の多様性の形が崩れ、希少な昆虫や魚類、植物の絶滅の可能性がある。本事業での工事によって、25m×25m の土台を支える 50m の深さの杭と、その上に最大高さ 190m の風力発電機が建設され、取り付け道路によって海岸と湿地が分断される。幅 4 km、奥行き 400m のこの豊かな浜厚真の湿地は、猛禽類、タンチョウなどを頂点として生物の多様性が保たれている場所である。また、湿地は炭素を蓄え、地球温暖化を和らげる貴重な場所でもある。工事が始まれば、生態系は壊れ、絶滅の恐れのある生物は危機的な状態になると考えられる。

そして、タンチョウ営巣地決定の時期にボーリング調査によるトラックの乗り入れがあったこと、タンチョウが飛べない雛を連れている時期に湿地に入っの測量が行われたこと、チュウヒの繁殖期に車外で調査が行われたことから、この事業で行われた環境影響評価自体が正しく行われていないと考える。

(7) 公述人7人目（札幌市）意見概要

一時絶滅したと考えられたタンチョウが、官民による保護保全活動により、北海道の令和3年度タンチョウ越冬分布調査では1500羽を超えるまで個体数が増加した。ただ、生息地が北海道東部地域に集中していることから、感染症等による大量死リスクを軽減するため、環境省はタンチョウ生息地分散行動計画を策定し、道東地域以外への分布拡大を目指している。この計画において、道央圏は最重要地域と考えられ、この地域で個体群が確立、持続することで、感染症等による大量死が起きた際の絶滅リスクを軽減することができると考えられる。

本事業の事業計画地域は、道央圏におけるタンチョウを保全する上で非常に重要な場所に計画されているが、準備書において、事業計画地域及びその周辺に生息するタンチョウに対する影響の予測及び評価は、過小評価、あるいは科学的根拠のない基準で実施されている。

まず、風車建設によるタンチョウの営巣地選択に与える影響が全く考慮されていない。

今回計画されている規模と同様の風車の近くで営巣している本種の存在が不明であり、風車が営巣に影響しない客観性のある科学的な根拠、理由が記載されていない。また、本種が風車の近くを営巣場所として忌避しているということも考えられ、風車建設によって貴重な営巣環境が失われる可能性が十分にある。つまり、湿地植生といった、狭義での営巣地や採食地環境を直接改変しないとしても、周辺環境の変化によって営巣しなくなる可能性が十分に考えられる。準備書では、風車建設地周辺環境の変化による予測は全く実施されておらず、植生面積等の消失といった要因だけが挙げられているが、それにしか基づかない予測結果は、信頼性が非常に欠けていると考える。

次に、準備書内に記載されている意見書では、具体的なタンチョウの営巣地選択時期や注意事項が記載されている。それに対して、「営巣に影響のないよう細心の注意を払って調査を行って参ります」との事業者の見解が記載されているが、事業者は、2023年3月に過去にタンチョウが営巣した場所から300m未満の場所でボーリング調査を実施した。このような対応は非常に不誠実であり、問題があると考えている。また、このような状況によって、事業計画地域でのタンチョウの営巣は2023年には行われなかったが、その原因としてこのボーリング調査による影響の可能性についても指摘されていた。しかし、そのことが準備書に記載されていないことから、指摘、意見を真摯に受け止める姿勢がないことは明らかであり、無責任な行為を行う事業者であると考えられる。そのため、記載されているタンチョウに関する調査結果は、このような人為的な影響があったケースであり、それに基づいた影響の予測や評価はできないと考えられる。

また、事業計画地域のタンチョウが営巣する場所では、工事用車両が通る道路を造成する計画となっている。これにより、湿地の連続性が喪失して断片化し、周辺の地上移動性生物に悪影響を与えることは明らかであり、飛べない雛を連れて移動する育雛期のタンチョウに対して大きな影響を及ぼす。道路を造成する場所が湿地植生でないという理由で影響は少ない、あるいは低減できると準備書に記載されているが、非常に短絡的で理想論的な予測

と言える。地上移動する生物にとって、隠れる場所のない空間は安全性が著しく低いため、この湿地における行動範囲の制限要因となる。これは低減できるような影響ではなく、周辺の地上移動性生物に悪影響を与える。さらに、タンチョウの餌生物の生存にも悪影響を与えることも予測され、餌資源量の減少はタンチョウの繁殖成否に関わる要因にもなるため、非常に悪い影響を与えることが考えられる。

事業計画地域においてタンチョウが営巣した、2017年、2021年、2024年の3回とも育雛に成功している。つまり、タンチョウにとっては非常に子育てに良い場所である。道央地域においては、2012年の1つがいから2024年の7つがいまで、繁殖つがい数が増加しており、そのうちの2つがい事業計画地域及びその周辺に生息している。この地域は、道央地域におけるタンチョウ個体群を確立するために非常に重要な営巣環境を有しており、風力発電施設の建設が、道央地域における繁殖つがい数の増加傾向に水を差す恐れが十分にある。環境省が策定したタンチョウ生息地分散行動計画を進めるためには、本種の営巣適地環境を現状のまま保存することが、当地域個体群の確立、ひいては北海道の個体群の持続性を高めることに繋がる。

また、風力発電施設を建設したことにより、事業計画地域及びその周辺においてタンチョウが営巣地として利用しなくなれば、本種が生息している場所において、営巣適地環境を意図的に喪失させた最初の事例となると考えられる。

したがって、事業計画地域の環境が現状のまま保全されることが、当地域のタンチョウの営巣環境を守ることになり、また、タンチョウの営巣地は様々な生物が生息できる場所でもあることから、生物多様性の保全にも繋がると考えている。

(8) 公述人8人目（苫小牧市）意見概要

まず、鳥類保全の観点からの意見である。

事業計画地を含む勇払原野は、これまで277種の鳥類が観察されている地域である。

計画地内には、タンチョウ、オジロワシ、チュウヒなどの国内希少野生動植物種及び天然記念物に指定されている鳥類や、オオジシギやアカモズなど準絶滅危惧を含め、環境省、北海道のレッドリストの掲載種が生息しており、加えて、ガン・ハクチョウ類やシギ・チドリ類の渡りの移動経路とも重なっている。これらのことから、計画地を含む勇払原野は、鳥類の生息において国内でも有数の生物多様性のホットスポットになっている。さらに、計画地はラムサール条約湿地、重要野鳥生息地 IBAs 及び生物多様性重要地域 KBA に隣接し、囲まれているが、計画地で風車を建設することは、このような自然保護上の重要な場所に大きな影響を及ぼすことになる。

計画地は、豊かな鳥類相及び自然環境を有する地域を含んでいることから、風力発電施設が建設されれば、バードストライクや風車の存在により、移動経路等が変わり、障壁影響が発生する可能性が極めて高いと考える。また、自然環境への影響は大きいと予測されることから、計画地として選定されるには不適切な場所であり、風車建設は避けるべきであると考

える。

次に、希少鳥類保全の観点からの意見である。

まずタンチョウについて、これまでバードストライクが発生したことは公式に確認されていないが、国外では近縁種のクロヅルでバードストライクが生じていることが確認されている。また、タンチョウは電線等への衝突事故が多く確認されていることから、電線や回転する風車のブレードなど、視認しづらい人工物への衝突リスクが潜在的に高いと考えられる。さらに、ツル類は生息地放棄の要因にもなる障壁影響が起きやすい種であり、実際に国内でもタンチョウと同属のナベヅル及びマナヅルの渡りの時期に障壁影響が発生したことが長崎県で確認されている。

タンチョウのように障壁影響を起ししやすい鳥類において、ねぐらと採食場所の間など、日常的に利用する空間に風車が存在すると、その周辺で利用していた生息適地を利用なくなり、時には従来の生息地と離れた質の劣る生息地まで移動してしまうことになる。また、障壁影響が日常的に生じると飛行に係るエネルギー消費が増えるため、結果的に繁殖成功率や生存率を低下させる可能性があることから、タンチョウの生息地の風車建設は避けるべきであると考ええる。

次に、オジロワシでは、国内外で数多くのバードストライクが発生しており、大きな問題となっている。計画地の近傍にはオジロワシの営巣地と採餌場所があり、そして冬季には給餌場が形成されていることから、風車建設はオジロワシのバードストライクリスクを高める可能性が非常に高いと考えている。

今回の準備書では、年間予測衝突数が、令和3年度のオジロワシでは環境省モデルで0.139、由井モデルで0.3193と高い数値であり、オジロワシは事業期間中に6羽以上が当たる計算になる。また、海岸部に風車の配置を変更したことで、オジロワシの飛翔が多い場所へ移動することになるため、オジロワシの衝突のリスクをかえって高めてしまう結果となった。これらのことから、オジロワシの生息地での風車建設は避けるべきであると考ええる。

次に、チュウヒでは、国内ではバードストライクが生じた事例は報告されていないものの、生息生態が近い近縁種でバードストライクが確認されている。また、チュウヒがオジロワシ等の外敵を追い払う時や繁殖時のディスプレイフライト時、旋回上昇時、雌雄ペアでの飛翔時に風車に衝突する可能性が高まる高度で飛翔することが多く、繁殖期の縄張りである巣から半径1.25kmの範囲内に風車が建設されている場合には、チュウヒの行動によりバードストライクが発生する危険性が高くなることが、専門家に指摘されている。このことは、環境省による風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方にも掲載されている。

本計画地は、チュウヒの営巣可能性がある場所から1.25km以内にあり、距離が近すぎることから、風車建設により営巣地放棄などの影響を受ける可能性がある。事業者は、先述した環境省資料から、「風力発電機から147～289mの距離で営巣した事例があるため問題ない」としているが、これは風車設置後にチュウヒが定着した場合であり、今回のケースには当て

はまらない。このように、既にあるチュウヒの営巣地の近くに風車を建設した際の影響を、風車が既にある状態で営巣したチュウヒと風車の隔離距離と同じであると仮定して予測することは、科学的に不適當な分析方法である。

繁殖期のチュウヒの行動圏は、つがいによって営巣地から半径2kmより優に大きい場合も多く、また、専門家はチュウヒの営巣地から半径500m以内の草地・湿地面積の大きさが繁殖初期のつがいの定着率に正の影響を、2km以内の人工物の多さが巣立ち雛数の多さに負の影響を示すと指摘している。日本野鳥の会の調査において、近年の計画地内でチュウヒの繁殖が最多であった2018年の営巣確認地点から半径2kmの範囲で円形バッファを配置したところ、計画地のすべてがバッファゾーンで埋まる状況となったことから、計画地のどこに風車を配置したとしても、チュウヒに対しバードストライク又は生息及び繁殖の放棄を引き起こす可能性が高いことが考えられる。

最後に渡り鳥について、勇払原野を利用する渡り鳥であるマガンやハクチョウ類は、細かい羽ばたきができないことから空中での飛行操作性が低く、また悪天候時は風車を避けるような行動を取り難いことから、バードストライクのリスクが高い種である。実際に、海外ではマガンを含むガン類で多くのバードストライクが発生している。また、風車建設地では、風車から平均で半径373mの範囲で生息地放棄が起き、さらに障壁影響も生じやすく、風車の建設による影響が大きい鳥類であると考えられる。実際にガン・ハクチョウ類の移動経路上に風車を建設した場合、障壁影響が生じることが国内事例としてすでに確認されていることから、計画地を利用するガン・ハクチョウ類においても、風車建設後に障壁影響やバードストライクが生じると考えられる。

準備書の渡り鳥の影響予測において、モデル算出の結果が高い値にもかかわらず、接触の可能性は低いと予測されている。事業者は、海上から内陸に向けての移動であるため、風車の視認は十分可能としているが、天候によって視認状況は変化することが予想されることや、事業者による定性的な評価に過ぎないことから、十分に視認できる根拠は非常に弱いと考える。モデルの算出結果をもとにした正当な予測評価が実施されていないことから、再度、適切な評価を行うべきと考える。

次に、準備書のヒシクイに対する影響予測で、飛行高度がMの事例が確認されたものの、風力発電機の周辺には迂回可能な空間が確保されていることから、ブレード等への接触の可能性は低いものと予測する、と記載があるが、風車を迂回するということは、移動経路の阻害が生じることになる。したがって、ヒシクイの個体及び群れに対する障壁影響を適切に評価するべきと考える。

(9) 公述人9人目（厚真町）意見概要

本事業では、自宅から近い場所に風力発電機建設が計画されている。

まず、暮らしへの影響について、農業を営んでいるため、1日のほとんどの時間を自宅または隣接敷地で過ごす私や家族にとって、今後数十年間の長い時間を巨大な風力発電機に

囲まれることになることから、風力発電機の騒音、影、低周波の影響を懸念している。また、住宅のすぐ近くで5基もの巨大な風車が回り続ける光景は、景観を大きく破壊し、日常生活を送る上で、精神的肉体的に大きなストレスとなる。

また、自宅と隣接する敷地において、平飼い養鶏場を営んでいる。日本で一般的な「ケージ飼育」ではなく、鶏を屋外で放牧飼育するなど、アニマルウェルフェアに準拠した飼育方法を取り入れて鶏卵を生産しているが、生業への影響について、4点懸念事項がある。

1つ目は、家畜の生産力の低下である。風力発電機による騒音、低周波及び影の影響により、家畜の生産力が低下する可能性がある。事業者は、これまで家畜への影響は確認されていないと回答しているが、屋外で鶏を飼育する養鶏場の周辺に建設された例はなく、産卵率の低下や異常卵の発生が起きた際に、風力発電機が原因であることを科学的に証明することが極めて難しいことを懸念している。

2つ目は、ブランドイメージの低下である。弊社が直接契約を結び鶏卵を販売している顧客の中には、現地視察を行い、飼育環境や自然環境を確認した上で契約をする取引先もあるが、5基もの巨大な風力発電機に囲まれ、景観が損なわれることにより、「自然が豊かな環境でストレスなく育った鶏の卵」というブランドイメージが低下し、既存顧客離れや新規顧客の獲得に影響を及ぼすことによる経営ダメージが予想される。また、敷地内では飲食店や野営場も運営しており、年間約2万人の来客がある。さらに、屋外では音楽イベントやマルシェも開催している。来客者の多くは、都会から離れた自然環境が豊かなこの農村で余暇を過ごすことを目的としており、巨大な風力発電機が立ち並ぶことによる来客の減少が予想される。

3つ目は、従業員への影響である。弊社では地元住民の雇用を創出しており、現在約20名の従業員が勤務しているが、その多くが豊かな自然環境で働きたいという希望の下、就職している。従業員は、勤務先の周辺で風力発電機の建設がされることで、精神的ストレスや健康被害が起きることを懸念しており、離職へ繋がる恐れがある。昨今の深刻な人材不足の中で、弊社を選び、真面目に勤務してくれている従業員を失いたくない。

4つ目は、鳥インフルエンザの拡散である。鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスに罹患した野鳥の死骸に接触した野生動物などによって養鶏場に持ち込まれると考えている。風力発電機が建設されることで、バードストライクにより野鳥の死骸数が増加することが考えられるが、これは、間接的に近郊の養鶏場の鳥インフルエンザの発生確率が上がることに繋がると考えられる。弊社のような1拠点の小さな養鶏事業者は、たった1度の鳥インフルエンザ発生により倒産してしまう。

さらに、人が集まる場所への影響も懸念される。浜厚真海岸は北海道で一番有名なサーフィンのスポットである。公式大会も開催され、年間6万人ものサーファーが厚真川の河口からむかわ方面に約2kmにも及ぶ広いエリアでサーフィンを行う。準備書では、浜厚真海浜公園駐車場入口からのモニタージュ写真による景観の予測が行われており、大きな影響はないかのように評価しているが、実際には、本計画の東側エリアの風車建設予定地のすぐ近

くまでサーファーが訪れている。風車の建設工事による砂浜の規制や改造、稼働による著しい景観破壊は、サーフィンができる場所が縮小されることを意味する。サーフィンのために厚真町の高校に進学する学生や、プロを目指す子供の練習の場所であり、厚真町で最も多くの人が集まり、交流する場所を奪わないでいただきたい。

そして、事業者への不信感についてである。これまでの住民説明会などでは、事業者から、配慮書や方法書における建設位置はあくまでも仮であり、未定である旨の説明を受け続けていたが、準備書で自宅周辺に5基もの風力発電機の建設計画が進んでいることを知り、驚いている。190mの巨大な風車に囲まれることで、景観がどのように変わるのか確認したく、自宅周辺からのモニタージュ写真の作成を要望したが、対応してもらえていない。その他、説明会の開催予告が地区を限定していたこと、住宅の戸数が実際と異なっていること、準備書に使用した渡り鳥のデータが適切なものではないことなどによって、事業者への不信感がある。

日本野鳥の会や日本自然保護協会をはじめとする専門家で形成される団体などから多くの反対意見がある中で、計画変更を行わずに強行しようとする大阪の会社が、地元住民に対して「何かあったら対応します」と説明しても、大きな不安が残る。また、準備書に対する景観への影響を懸念する意見への回答では「風力発電機を環境に馴染む色合いにする」と述べ、バードストライクを懸念する意見への回答では「ブレードに色をつけ、鳥類が認識しやすくする」と回答している。人間からは目立たなく、鳥には目立つようにといった矛盾は到底納得できるものではない。

これからの日本に再生可能エネルギーである風力発電が必要であることは理解できるが、地域住民の暮らしを脅かす場所や、地元の一次産業者の健全な事業継続を妨げる場所に建設すべきではない。

本事業については、町民の活動により、計画の変更を求める署名活動が行われ、町民の3分の1にあたる1200筆以上の署名が集まっている。また、署名活動を通じて、計画の詳細を知った町民も多いとのことである。これは、事業者が地元住民との合意形成を図ってこなかったことを意味している。